

昭和二十七年法律第二百五十二号

内閣法制局設置法
(設置)

第一条 内閣に内閣法制局を置く。

(法制局長官)

第二条 内閣法制局の長は、内閣法制局長官とし、内閣が任命する。

2 長官は、内閣法制局の事務を統括し、部内の職員の任免、進退を行い、且つ、その服務につき、これを統督する。
(所掌事務)

第三条 内閣法制局は、左に掲げる事務をつかさどる。

一 閣議に附される法律案、政令案及び條約案を審査し、これに意見を附し、及び所要の修正を加えて、内閣に上申すること。

二 法律案及び政令案を立案し、内閣に上申すること。

三 法律問題に關し内閣並びに内閣總理大臣及び各省大臣に対し意見を述べること。

四 内外及び國際法制並びにその運用に關する調査研究を行うこと。

五 その他法制一般に關すること。

第四条 内閣法制局の事務を分掌させるため、内閣法制局に左の四部及び長官総務室を置く。

第一部 第二部 第三部 第四部
(内部部局)

2 部及び長官総務室の所掌事務及び内部組織

(職員)

第五条 内閣法制局に内閣法制次長一人及び内閣法制局參事官、内閣法制局事務官その他所要の職員を置く。

3 2 参事官は、命を受け、第三条各号に掲げる事務をつかさどる。事務官は、命を受け、事務を整理する。

4 次長は、長官を助け、局務を整理する。

5 部の長は部長とし、参事官をもつて充てる。

第六条 削除
(主任の大臣)

第七条 内閣法制局に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大

臣は、内閣總理大臣とする。
(実施細則)

第八条 この法律の施行に關し必要な細則は、政令で定める。

1 附 則 (施行期日)
この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年四月一六日法律第七
七号) 抄

1 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条及び附則第五項から第十一項までの規定は、昭和三十七年七月一日から施行する。規定期は、昭和三十七年七月一日から施行する。の職員は、改正後の内閣法制局設置法の規定に基づく相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

5 附 則 (昭和四四年五月一六日法律第三
三号) 抄

1 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。